

基本法(閣法)における責務規定について

資料3-3-1

	災害対策基本法 (昭和36年11月15日法律第223号)	中小企業基本法 (昭和38年7月20日法律第154号)	森林・林業基本法 (昭和39年7月9日法律第161号)
国の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・国は、基本計画を作成、実施すると共に、地方公共団体等が処理する防災に関する事務等の実施の総合調整等を行わなければならない。</li> <li>・指定行政機関及び指定地方行政機関の長は、地域計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、地方自治体に対し、勧告・指導等適切な措置をとらなければならない。(第3条)</li> </ul>	<p>国は、基本理念にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(第4条)</p>	<p>国は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(第4条)</p>
地方公共団体の責務	<p>【都道府県】(第4条) 都道府県は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都道府県の防災計画を作成、実施すると共に、区域内の市町村等が処理する防災に関する事務等の実施の総合調整等を行う責務を有する。</p> <p>【市町村】(第5条) 市町村は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町村の防災計画を作成、実施する責務を有する。 市町村長は、自主防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。</p>	<p>地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第6条)</p>	<p>地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第6条)</p>
事業者等の責務	<p>【指定公共機関及び指定地方公共機関】(第6条) 業務に係る防災計画を作成、実施すると共に、国、地方公共団体の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるよう、協力する責務を有する。 業務の公共性及び公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者は、事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。</li> <li>・中小企業に関する団体は、事業活動を行うにあたり、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。</li> <li>・中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。(第7条)</li> </ul>	<p>森林所有者等は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。(第9条)</p>
国民・住民等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上重要な施設の管理者等、防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。</li> <li>・地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずると共に、防災に寄与するように努めなければならない。(第7条)</li> </ul>		
関係者の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定行政機関及び指定地方行政機関は、国の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。(第3条)</li> <li>・都道府県の機関は、都道府県の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。(第4条)</li> <li>・市町村の機関は、市町村の責務が十分に果たされることとなるよう、相互に協力しなければならない。(第5条)</li> <li>・地方公共団体は、その責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。(第5条の2)</li> </ul>	<p>(参考) 国は、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるにあたっては、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。(第8条)</p>	<p>(参考) 国及び地方公共団体は、森林及び林業に関する施策を講ずるに当たっては、林業従事者等がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。(第8条)</p>

(備考)

・中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)、教育基本法(平成18年法律第120号)及び国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号)については、含めていない。

	交通安全対策基本法 (昭和45年6月1日法律第110号)	土地基本法 (平成元年12月22日法律第84号)	環境基本法 (平成元年12月22日法律第84号)
国の責務	国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第3条)		国は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第6条)
地方公共団体の責務	地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、土地に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。</li> <li>・国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。(第6条)</li> </ul>	地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第7条)
事業者等の責務	<p>【道路等の設置者等】(第5条) 設置又は管理する施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【車両等の製造事業者】(第6条) 製造する車両等の安全性の向上に努めなければならない。</p> <p>【車両等の使用者】(第7条) 安全な運転又は運航を確保するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【車両等の運転者等】(第8条) 安全な運転又は運航に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、土地の利用及び取引に当たっては、基本理念に従わなければならない。</li> <li>・事業者は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。(第7条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、事業活動に伴う公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・事業者は、事業活動に係る廃棄物の適正な処理が図られるように必要な措置を講ずる責務を有する。</li> <li>・事業者は、事業活動に係る製品等による環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。</li> <li>・事業者は、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。(第8条)</li> </ul>
国民・住民等の責務	<p>【歩行者】(第9条) 歩行者は、道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。</p> <p>【住民】(第10条) 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等交通の安全に寄与するように努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民は、土地の利用及び取引に当たっては、基本理念を尊重しなければならない。</li> <li>・国民は、国及び地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力するように努めなければならない。(第8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民は、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。</li> <li>・国民は、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。(第9条)</li> </ul>
関係者の連携			

	男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)	食料・農業・農村基本法 (平成11年7月16日法律第106号)	循環型社会形成推進基本法 (平成12年6月2日法律第110号)
国の責務	国は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(第8条)	国は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 ・国は、情報提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。(第7条)	国は、基本原則にのっとり、循環型社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第9条)
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第9条)	地方公共団体は、基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第8条)	地方公共団体は、基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環的な利用及び処分が行われることを確保するために必要な措置を実施するほか、循環型社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第10条)
事業者等の責務		【農業者】(第9条) 農業者等は、農業活動等を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。  【事業者】(第10条) 食品産業の事業者は、国民に対する食料の供給が図られるよう努めるものとする。	・事業者は、基本原則にのっとり、原材料等が廃棄物等となることの抑制及び、循環資源となったものの適正な循環的利用のために必要な措置を講じ、又は循環的利用が行われないものについて自らの責任において適正に処分する責務等を有する。 ・事業者は循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。(第11条)
国民・住民等の責務	国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。(第10条)	消費者は、食料、農業及び農村に関する理解を深め、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。	・国民は、製品等が廃棄物等となることを抑制し、循環資源となったものの適正な循環的利用を促進するよう努め、その適正な処分に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有する。 ・循環資源となったものを事業者に適切に引き渡すこと等により当該事業者が行う措置に協力する責務を有する。 ・国民は、循環型社会の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する循環型社会の形成に関する施策に協力する責務を有する。(第12条)
関係者の連携		(参考) 国及び地方公共団体は、食料、農業及び農村に関する施策を講ずるに当たっては、農業者及び農業に関する団体並びに食品産業の事業者がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。	

	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (平成12年12月6日法律第144号)	水産基本法 (平成13年6月29日法律第89号)	知的財産基本法 (平成14年12月4日法律第122号)
国の責務	国は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第10条)	・国は、基本理念にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 ・国は、情報提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。(第4条)	国は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第5条)
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第11条)	地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第5条)	地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第6条)
事業者等の責務		・水産業者等は、水産業等を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。 ・漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕等の活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようしなければならない。(第6条)	【大学等】(第7条) ・大学等は、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。 ・大学等は、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに研究施設の整備及び充実に努めるものとする。  【事業者】(第8条) ・事業者は、事業者及び大学等で創造された知的財産の積極的な活用を図るとともに、知的財産の適切な管理に努めるものとする。
国民・住民等の責務		消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。(第8条)	
関係者の連携	国及び地方公共団体は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策が迅速かつ重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。(第12条)	(参考) 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。(第7条)	国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。(第9条)  (参考) 国及び地方公共団体は、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策であって、大学などに係るものを策定し、じっしするにあたって、研究者の自主性の尊重等、研究の特性に配慮しなければならない。(第7条)

	食品安全基本法 (平成15年5月23日法律第48号)	住生活基本法 (平成18年6月8日法律第61号)	(参考) 交通基本法案 (H18民主・社民共同提出、H21衆院解散により廃案)
国の責務	国は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(第6条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</li> <li>・国は、技術の研究開発を促進するとともに、伝統的技術の継承等のため、情報の収集等必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>・国は、広報活動等を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。(第7条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</li> <li>・国は、交通に関する施策の策定及び実施に当たっては、国民の参加を積極的に求めなければならない。</li> <li>・国は、地方公共団体による当該区域の諸条件に応じた交通に関する施策の推進に資するため、地域の事業について、地方公共団体への権限の移譲、国の関与の縮減等の施策を推進するものとする。(第8条)</li> </ul>
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第7条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。</li> <li>・地方公共団体は、広報活動等を通じて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。(第7条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</li> <li>・地方公共団体は、交通に関する施策の策定及び実施に当たっては、地域住民の参加を積極的に求めなければならない。(第9条)</li> </ul>
事業者等の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品関連事業者は、基本理念にのっとり、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。</li> <li>・食品関連事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。</li> <li>・食品関連事業者は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。(第8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関連事業者は、住宅の設計、建設等の各段階において住宅の安全性その他の品質又は性能を確保するために必要な措置を適切に講ずる責務を有する。</li> <li>・住宅関連事業者は、事業活動に係る住宅に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。(第8条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者は、交通の安全性、円滑性及び快適性の向上、交通による環境への負荷の低減等に努めなければならない。</li> <li>・事業者は、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力する等基本理念の実現に寄与するよう努めなければならない。(第10条)</li> </ul>
国民・住民等の責務	消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するよう努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。(第9条)		国民は、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力する等基本理念の実現に寄与するよう努めなければならない。(第11条)
関係者の連携		国、地方公共団体、公営住宅等の供給等を行う者、住宅関連事業者、居住者、地域において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他の関係者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の国民の住生活の安定の確保及び向上の促進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。(第9条)	